

第79回日本弁護士連合会市民会議議事録

日 時：2024年（令和6年）3月5日（火）午後3時～午後4時35分

場 所：弁護士会館17階1702会議室

出席者：（委員）

議 長 北川 正恭（早稲田大学名誉教授）

副議長 河野 康子（一般財団法人日本消費者協会理事、NPO法人消費者スマイル基金理事長）

委 員 井田 香奈子（朝日新聞論説委員）

伊藤 明子（公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター顧問、前消費者庁長官）

太田 昌克（共同通信編集委員、早稲田大学客員教授、長崎大学客員教授、博士（政策研究））

吉柳 さおり（株式会社プラチナム代表取締役、株式会社ベクトル取締役副社長）（Zoom出席）

清水 秀行（日本労働組合総連合会事務局長）

浜野 京（信州大学理事（ダイバーシティ推進担当）、元日本貿易振興機構（JETRO）理事）（Zoom出席）

湯浅 誠（社会活動家、東京大学先端科学技術研究センター特任教授）

（日弁連）

会 長 小林 元治

副会長 辻 泰弘

事務総長 谷 眞人

事務次長 亀井 真紀、菊池 秀、佐内 俊之、藪内 正樹、笹沼 波

広報室室長 田中 和人

広報室嘱託 荒谷 真由美（Zoom出席）

次期会長 瀧上 玲子

次期副会長 飯岡 久美

次期事務総長 岡田 理樹

1. 開会

（佐内事務次長）

それでは定刻になりましたので「第79回日本弁護士連合会市民会議」を始めさせていただきます。司会を務めます事務次長の佐内です。よろしくお願いいたします。

事前にご案内のとおり、今回の市民会議も議長とご相談の上、Zoomでの出席を可能とする取扱いを継続しております。本日の議題は、「日弁連における政策課題の実現に向けた

方策について」です。

続いて、本日の配布資料の確認をさせていただきます。机上に資料79-1～5まで11ページのものをお配りしております。

また、委員の皆様には、新たに発行しました「弁護士白書2023年版」を配布させていただきました。お荷物になり大変恐縮でございますが、お持ち帰りいただければと思います。次回以降は据置資料として、毎回机上にご用意させていただきます。

2. 小林元治日弁連会長挨拶

(佐内事務次長)

それでは、はじめに日弁連会長の小林元治から一言ご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

(小林会長)

今日は私の在任期間中としては最後の市民会議ということになりましたので、これまでの市民会議のありようとは少し趣を異にして、私が2年間で何をテーマにしながら重点的に政策として実現したかったのか、ということを含めて、日弁連が抱えている課題をどう実現していったらいいのか、そういうことも含めて戦略・戦術のようなことも含めて、いろいろな経験をお持ちの先生方にざっくばらんなご意見を頂戴できればありがたいと思います。今後の日弁連の会務運営にとりまして参考になることをお聞かせいただければありがたいなと思っている次第です。どうぞよろしくお願いいたします。

(佐内事務次長)

ありがとうございました。それでは、冒頭に恐縮でございますが、本日、2024年度・2025年度の当連合会会長に就任いたします淵上玲子、同じく事務総長に就任予定の岡田理樹、さらに2024年度副会長に就任予定で本市民会議を担当する予定の飯岡久美が出席しておりますので、一言ずつご挨拶させていただきます。それでは淵上次期会長から順にお願いします。

(淵上次期会長)

ただいまご紹介いただきました淵上玲子です。次年度・次々年度の日弁連会長ということで、2月9日の選挙で当選することができました。なお、市民会議につきましては、2017年度年副会長のときに担当ということで、今、飯岡先生が座っているところにおりました。また、2020年度・2021年度年につきましては、事務総長として大変お世話になりました。伊藤委員には、荒会長のときに消費者庁でご挨拶させていただきましたが、その際は本当にありがとうございました。皆様、引き続きよろしくお願いいたします。

(岡田次期事務総長)

ご紹介いただきました、次期事務総長予定者の岡田理樹と申します。私は2020年度副会長でしたが、そのときはコロナ禍でこのように顔を合わせて会議をすることが全くできない状況でしたので、今日のようにフェイス・トゥ・フェイスで忌憚のないご意見を伺わせ

ていただくという機会ができて大変ありがたく思っております。事務総長ですので、裏方として会長を支えています。2年間どうぞよろしくお願い申し上げます。

(飯岡次期担当)

次年度副会長として市民会議の担当予定になっております飯岡久美と申します。出身は広島で、広島弁護士会に所属しております。副会長に就任した折には市民会議を担当するというふうに溯上次期会長からのご指示をいただきまして、引継ぎをさせていただきましたところ、皆様から直接お話を聞ける、担当副会長はその機会が与えられるのだと思って大変嬉しく思いました。会議の回数はそれほど多くはないですが、皆様のご意見を参考にして日弁連の施策に活かしていければと思います。よろしくお願い致します。

(佐内事務次長)

ありがとうございました。それでは、北川議長、以降の進行をよろしくお願いいたします。

(北川議長)

委員の皆様、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。本日は、吉柳委員と浜野委員がZ o o mでのご出席ですが、よろしくお願い致します。

それでは、第79回の市民会議を開会させていただきます。

3. 議事

議題(1) 日弁連における政策課題の実現に向けた方策について

(北川議長)

早速ですが、お手元に配布されている次第のとおり進めさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、本日の議論のテーマであります「日弁連における政策課題の実現に向けた方策について」を検討してまいります。まず、日弁連からご説明をお願いしますが、説明者は小林元治会長です。それでは小林会長、よろしくお願いいたします。

(小林会長)

資料ですが、2023年度「日弁連主要政策(12のタイムテーブル)」という1枚ものがあります。私どもの2年間、特に今年度1年間ですが、大きなテーマとして、12の課題を掲げてまいりました。2023年度でいうとたまたま12の課題にはまったものですか、1時~12時のタイムテーブルとして表しました。これは12時が一番重要だという趣旨ではなくて、1から時計回りで12まで、たまたまうまくはまったということで、このようなタイムテーブルを作ったということです。

言うまでもなく、日弁連の課題は、大きくは「人権」「正義」「法の支配」の三つを実現しなければならない、これが一つです。

二つ目は、我々は日本における最大の人権NGOだと自負しております。「人権と正義」と言い換えてもいいかと思いますが、人権と正義の最大のNGO団体であるという使命感の下に活動していかなければいけないだろうということです。

三つ目には、それを制度的に支えているのは「弁護士の自治」です。これがしっかりと制度的に担保され、侵害されたり、あるいは崩壊することのないように考えていかなければいけません。

一つ目に「自由」「正義」「法の支配」。二つ目に「最大の人権NGOである」ということ。三つ目に「弁護士の自治」。それらはあくまでも国民・市民の皆様の支持と理解の下で堅持していく必要があります。この三つの大きなファクトを頭に置きながら12の重要な課題を2年間にわたって追求してきたとっております。

ここに掲げた課題が私どもの2年間でどこまでできたのか、ということについては忸怩たるものがあります。一部できたものもあれば、多くは次年度以降に引き継がなければいけない課題ばかりです。の中で、特に重要というわけではありませんが、今回、市民会議の皆様方のご意見をご参考にさせていただきながら、ざっくばらんなご意見をいただく素材として四つほど挙げさせていただきました。

まず一つは、これは昨年度市民会議でも大変ご議論いただきました民事法律扶助です。現在は償還制が取られていますが、償還制というのは利息のない貸付金です。貸付金であるがゆえに、利用者の負担があるために、民事法律扶助というものがなかなか利用しにくいものになっています。現代の要請から外れております。我が国のような厳格な、といいますか、償還制を取って貸したものを回収するということをやっているのは日本だけで、G7の中でも日本が一番遅れている状況です。その中で利用者負担、貸し付けて回収するということができるだけなくさなければいけないということで、闘ってきました。

昭和33年に我が国で法律相談に政府の資金が入るようになりました。その遡ること6年前の昭和27年に法律扶助というものを日弁連が基金をつくって始めたわけですが、それは給付制でした。ところが、国のお金が入る段階で非常に厳しい償還制がとられました。利益が得られた場合でも得られなかった場合でも回収するという大きな方針の下で66年続いてきたわけですが、そういう中であって、利用者負担をいかに少なくするか。つまり、利用者には出口で負担させないで、そのためにどうしても必要な方については免除や猶予ということを考えていかなければいけない。

その中で今回私どもが1年目で注力しましたのが、「ひとり親の世帯」に対する支援を拡大するということです。資料にファックスニュースをお入れしておりますが、法テラスで業務方法書が作られていまして、4月1日から新制度が発足することになりました。ここで1、2、3と真ん中に書いてありますように三つほどポイントがあります。一つ目は一括即時償還をやめようということです。今までは利益が一括で入るとその中から全額償還させていました。金額とか具体的なことは書けませんでした。破産の場合自由財産の99万円を超えた場合は償還するけれども、それ以外なら償還させないという扱いにしました。

二つ目は償還免除の拡大です。大事なところですが、ひとり親が義務教育の子どもさんを養育している場合には償還を免除するという扱いにするということです。これはいろいろな団体から「いい決断であった」とおっしゃっていただいておりますけれども、一律免除です。

資力困難要件があるとみなして償還を求めない。そういう意味では原則給付制が実現しました。

三つ目は、代理は弁護士が担当していくわけですが、これまで何が行われていたかという点、例えば5万円の養育費が毎月入りますとその1割、5,000円を弁護士が支払を求めていたのです。事件が終わっても、援助された方に5万円が入ったら5,000円をくださいと弁護士が取り立てていました。これは代理人の弁護士からも大変評判が悪かった。早くこれをやめてほしい、事件が終わっても債権の取り立てのようにはやめてほしいということがありました。それで、これはもうやめようというように考えました。基本的には月々5万円ぐらいが多いのですが、トータルですと、5万円の1割の5,000円だと消費税も入れて2年間で13万2,000円、これは一括して法テラス本部が代理人弁護士に支払うことによって、取り立てるようなことはやめさせるという扱いになる予定です。

ということで、償還制についてはひとり親家庭の具体的な事例では穴が開いたと思っています。こういうことをどんどん広げていかなければいけません。例えば児童虐待等の事例で、子ども・未成年者は法律扶助を使えません。それは債務負担行為だからです。債務負担する子どもは負担能力がありません。未成年ですからそういう法律行為はできない、債務負担はできないということになります。これにも穴を開けていかなければいけません。

もう一つ大きいことは、高齢化社会の中で、成年後見の本人申立てについても法律扶助が利用できません。意思能力に問題があり、債務負担行為ができないということで今の法律扶助が適用できないのです。

今の法律扶助というものは、リーガルエイドということでいろいろ言っていますが、欠陥だらけの法律扶助になっています。そういうことで、私どもは民事法律扶助については償還制はやめようと、応能負担による給付制に持っていくべきだ、ということで去年の3月3日には臨時総会で大きな旗を掲げました。その旗を掲げながら、現行制度の中で給付制にできるだけ持っていくような運用を一つ一つ勝ち取って行って、最終的には償還制はやめさせるという方向に持っていければいいかなと思っています。

そのようなことで、なかなか苦しいところです。先生方にもぜひご理解をいただきたいというところです。

次にダイバーシティ&インクルージョン、前回の市民会議の中で先生方からご意見もいただきましたので詳細は省略したいと思います。昨年からは経団連、商工会議所あるいは学者の皆さんといろいろな意見交換をさせていただいたり、講演いただいたりしながら、D&Iについて、まず日弁連で推進する宣言を作ろうということで、「推進宣言」としてまとめさせていただきました。

これについては、実は我々の弁護士会の中でもいろいろな問題を抱えています。男女共同参画もそうですが、30%という政府の目標にも及んでいません。女性の弁護士の比率は19.6%、20%弱に過ぎません。内部でのセクハラ・パワハラも含めた課題も抱えています。我々はまず自分の足元をきちんと誇れるものにしなければいけないということで、そ

ういうことにも対応していかなければいけません。そして、女性の活躍の場もさらに広げる。一番問題なのは、男性と比べて女性弁護士の収入格差がとても大きいということです。

今、私どもが把握しているところでは、データで明確に出ているというわけではないのですが、男性弁護士から比べると女性弁護士の収入は7割です。政府では8割弱ぐらいの生涯賃金の差が言われていますから、そこから比べても下回っているというのが実情ではないかと考えています。これをどう変えていくのか。ボス弁である弁護士が、女性が勤務弁護士として入った場合は、出産・育児でも給与をゼロにしてしまっていることが圧倒的です。出産・育児については、弁護士皆さんで育てるのだ、ということで一定の補助をするとか、給与の3割～4割を最低でも保障するというような何らかの対応をしていく必要があるのではないかと思います。私も経営者弁護士の端くれですので言えば跳ね返ってきますけれども、そういうことも考えていかなければいけません。

弁護士は公務員や一般企業のように福利厚生が完備されていません。ですので、個々の経営者弁護士の任意の配慮といたしますか、そういったものに帰着しなければいけないところがあるので難しいところはありますけれども、経営者弁護士が意識改革と具体的な制度設計に向けて踏み出すということはとても大事ではないかと思っています。

そういうことも含めて、日弁連のD&Iは社会的にもいろいろな場面で発信をしていきます。それからLGBTの問題、あるいは障害者・子ども、もちろん外国人の問題もあります。そういう方々も意識しながら、包含するような穏やかな日本社会を作っていく。障害があることを認めながら、それを活かしていくということによっていろいろなイノベーションが起きてくるのではないだろうかと思っています。

三つ目は、再審法の問題です。刑事関係の問題がいろいろとあるのですけれども、資料は1枚物だけお配りしていますが、「えん罪防止のための刑事司法改革課題」と掲げさせていただきまして、小林執行部の2年目は、この「えん罪防止のための刑事司法改革課題」に取り組みました。資料のタイトルのすぐ下に逮捕、勾留、起訴、判決、再審とありますが、入口から出口、判決後の再審の問題までトータルに取り組んでいかなければいけません。

特に力を入れましたのは、今はIT化の時代ですから、以前市民会議でも論点として取り上げていただきました「オンライン接見」です。逮捕状や勾留質問というものが全てオンラインでできるようになってきますが、弁護側のオンライン接見は認められていないのです。法制審の刑事法情報通信技術関係部会の中で議論はしたのですが、最後は論点から外されてしまいました。市民会議委員のどなたかが「法制審は磁場が狂っているのではないですか」とおっしゃっていました。今の時代の中で、捜査側だけではなくて刑事弁護という憲法上の要請であるにもかかわらず、オンライン接見を論点としても取り上げないなんてことはあるのですか、と驚かれていました。この問題は国会にも出てまいりますけれども、論点としてもあげられていませんし、法制化も予定されていないのですが、これも我々は修正を求めたいかなければいけない重要な課題だと思っています。

もう一つは出口のところ、判決後の再審の問題です。えん罪で苦しめられる、えん罪被害

者はとても多いです。戦後、死刑判決が出されて、その後に無罪になった死刑再審の例が既に4件あります。事件から58年が経ち、死刑判決が確定してから既に43年という長い間、えん罪被害で苦しんでいるのが袴田事件の袴田巖さんです。やっと再審公判が始まって、5月22日には結審し、7月か8月頃には判決が出るのではないかと、言われています。今の再審公判の進行からすると無罪判決が出るだろうと思いますが、もし無罪判決が出ると死刑台から生還した方が5人目ということになります。

こういったことが現実に行き起こっている中で、法務省は、この問題について再審に関する法律の改正は必要ないと言い切っています。私も多くの国会議員の皆様、あるいは経済界の皆様、労働界の皆様、消費者団体の皆様方ともお話をさせていただきましたけれども、これに反対だと言った方は一人もいらっしゃいません。自民党の議員でも皆さん賛成されます。ただ、法務省・検察に遠慮しているのか、例えば静岡新聞のアンケートでは、自民党の議員の方でアンケートに回答する人は非常に少ないという状況もあります。しかし、本音としては賛成だと率直におっしゃっている方は自民党・公明党の与党議員にも多くいらっしゃいます。

そのような状況の中で、この問題に取り組んでいかなければいけません。昨日からの報道にもありますが、自民党・公明党も含めた超党派による議員連盟が3月11日に発足する予定になっています。この問題については、超党派の国会議員で取り組んでいこうという機運が盛り上がっている状況です。

私の任期2年の中で法改正まではいきませんでした。道筋だけは付けていきたいということでここまで来ましたけれども、これからの課題、これからどのぐらいかかるのかわかりませんが、この問題については市民会議の先生方にも格段のご配慮とお力添えをいただきたいと思っていますところ。です。

長くなりましたが、私からは概略を申し上げさせていただきました。具体的な政策課題でも結構ですし、冒頭に申し上げました三つの大きな視点から、日弁連がどういうことをやっていく必要があるのか、ということも含めて、ざっくりばらんで結構です。次年度の執行部も来ておりますので、参考になるようなことでも、あるいは苦言でも結構ですので、ご意見を承ればありがたいと思っています次第です。よろしくお願ひします。

(北川議長)

小林会長、ありがとうございます。会長在任中、随分成果も上げられて本当にご苦労様でした。今、小林会長からご説明いただきましたが、それも踏まえて2年間、いろいろ取り組みいただいたことに忌憚のないといいますか、委員としてのご意見等を伺わせていただければと、今日はそういう会議にさせていただきますので、皆さんから順次ご発言をいただいでいきたいと思います。井田委員からお願いします。

(井田委員)

ご説明どうもありがとうございます。私もこの2年間、目に見える変化があった項目がたくさんあったなということを思うと同時に、本当の意味での最終的な完成・実現にはいずれも時間がかかる問題だなと思いました。いずれも昨日・今日起きた話ではなくて、積み上

がってきた問題について少し取っかかりを見つけて事が動くということができた2年間だったのかなと思いながら聞いておりました。

特に、私が刑事司法改革の部分でこういうことが起きるのだなと思ったことは、再審法の改正について、誰もがこのままではおかしいよね、と思いながら、法制になかなか手を付けていくことができないという中で、今小林会長がお話しされたように議連も発足する流れになっているということですし、これから先、どのように進んでいくのか、袴田さんの事件があったからやるということだったら、袴田さんの事件が決着したらまたすぐ忘れられてしまうことになってしまいますので、どのように常にアップデートしながら問題提起していくか、というところがすごく大事になると思いました。

再審以外のところでは、資料79-5の一番下のところに「グローバルスタンダードに適合した刑事手続の適正化」というものがある、これも一つ一つ大切な問題なのですけれども、実際に法制審議会もしくは法制審議会にかかる前の段階の協議会等での議論を見ますと、政府で作った審議会的なものだと、委員が選ばれた時点で何となく政府が持っていきたい方向性が浮かんできてしまうという中で、弁護士の委員の方が孤軍奮闘されているような局面をしばしば見かけます。ですので、表に出られるのは1人で、そういう方のバックアップを今もしていらっしゃると思います、そういう難しい状況に置かれている方が短い時間にきちんと発言するためのいろいろな材料作りなどを皆で協力していくということがとても大事だと思いました。

特に録音・録画の対象拡大の部分は、改正刑訴法ができて見直ししなければいけないということで今は協議会での議論が進んでいますけれども、具体的にどういうふうにするという方向性が見えていない状態です。もう10年前になりますか、問題が起きてから刑訴法の改正ということがあったわけですが、そのときの改正というものは必ずしも完成形ではありません。ひとまずの解決策だという位置付けだったと思いますので、これからもより良き改正に向けて努力を続けていただければと思います。

(北川議長)

ありがとうございました。順次、皆様方からそれぞれご意見をいただきたいと思います。政治マターもたくさんありまして、それを実現するためにご努力いただいていたわけですが、清水委員はその間に接点があったと思いますけれども、何かございますか。

(清水委員)

小林会長から様々な視点で問題提起がありましたので、それぞれ少しずつコメントさせていただきます。

民事法律扶助の目指すところについては、これは早急に進めていかなければいけないのだろうと思います。何をどう動かしていくのか、という具体策を考えていくと、どうしてもひとり親とか離婚しているというようなことが中心になりますが、ひとり親が経済的にも厳しい状況という、この根本は何も変わっていないのだと思います。世の中のシステムそのものが、そういうことに対して対応できていない。

前にも申し上げたかもしれませんが、家族のあり方が夫婦と子ども2人、標準家庭と言われるようなものをベースにして全ての物事が作られているので、それはもう標準家庭ではないという現実を見た上で、それに合わせた予算の組み方から何から考えなければいけないのではないかと思います。

今、少子化対策についても国会で議論していますが、全て同じことだと思います。日本の司法、あるいは国政・経済が弱者に向いていません。今、春季生活闘争を闘っていますが、大手は満額回答が出されていますが、中小企業は非常に厳しい状況です。7割の人が働いているという中小企業がどこまで発展できるか、ということが問われていますし、政府が指針を出す前の話かもしれませんが、昨日も大手自動車会社が、明らかな下請法違反を繰り返していたという報道があって、私たちも春季生活闘争と言いながら、大手の組合もありますから、私たちが言っていることがきちんと組合がチェックできているのか、ということが問われています。

今は人手不足なので、いわゆるパートタイマーとか派遣の方たちの給与は時給を含めて上がっていますが、根本はそこに向けていないというところがあります。いわゆる年収の壁の問題も、30%ぐらいの人は就業調整をしています、6割以上の人は就業調整していないのです。報道では年収の壁がすごくネックになっているような感じですが、就業調整している人は、逆に言えば第3号被保険者で非常に手厚くなっている部分があります。そうでない人は皆年収の壁を突破して稼ぐしかないということで、就業調整している余裕はないということです。ですから、そういったことにもしっかり対応できるような世の中にしなければいけません。

民事法律扶助についても3点の問題点をおっしゃいましたが、そういう方々に優しくない制度になっています。司法の目がいていないのではなく、司法制度そのものがそちらに目がいていないのだろうと思います。

ダイバーシティ&インクルージョンについては、推進宣言を取りまとめていただきました。前にも申し上げましたが、司法の世界、弁護士の皆さんもそのようですが、労働界もある意味遅れているところがあります。連合には47の産業別組合がありますが、女性の会長は1人です。連合本部の会長も女性ですが、本部と産業別組合を合わせても2人しかいません。47都道府県の地方連合会の会長も女性は1人です。あとは皆男性です。ですから、労働界も人の事は言えないのですが、30%の目標も含めて日本は遅すぎます。一生懸命やっているということなのでしょうけれども、あまりにも世界のスピードに追い付いていないと思います。これは恥ずべき問題だと考えています。

弁護士の皆さんも、その半分が女性になったら物の流れ方が変わると思います。国会議員も衆議院議員の半分が女性になったら大きく変わると思います。そうならないのは、政治が悪いのか、選挙に行かない国民が悪いのか、いろいろな指摘がありますけれども、このところの大きな変換が必要だろうと思っています。

それから、再審については、再審法の早期成立と刑事司法改革、ある意味、これは表と裏

というようなことだと思いますが、急がなければいけないのは、刑事司法改革で「新たなえん罪を生まない」ということです。心配なのは、SNS等が主流になっていますから、いくらでも偽装できてしまうということです。写真もAIが合成して作ってしまうと、本当に撮られた写真かどうか分からないという状況になっています。そう考えると今はものすごく危険な状況で、いくらでもえん罪が作られてしまうのではないかと、ということを考えたときに、刑事司法改革の中身として逮捕された初手のところをどうするのか、ここは非常に大きな課題だと思います。

併せて、再審は、司法で間違った判断が下され、後でえん罪の証拠が出て再審になるという道は整備する必要があると思いますが、そもそも間違った判断が下されてはいけないという原点に帰ったときに、どういう裁判制度を採るのか、ということが問われると思います。

袴田さんもそうですし、労働組合という形で言えば石川一雄さんの支援もずっとやってきています。この間、石川さんが部落解放同盟の大会にいらっしゃっていましたが、いよいよ杖をつかなければいけなくなったと。杖をついて歩くようになるまで皆さんに支えてもらって見えない手錠が外れないのは本当に申し訳ないとおっしゃっていました。当時の政治情勢を含めてえん罪というものができ上がっているところがあるかと思いますが、再審法の改正もぜひ進めていく必要があると思います。

検察が証拠を全部持っているという、このあり方を変えない限り、だめなのではないでしょうか。裁判所が証拠を出せというよりも、裁判所が全て持つというような形にした上でやらない限りは根本が変わらないのかなと思います。都合のいいものしか出さないということは、国会議員の皆さんのあり方も同じだと思います。

私は教員出身ですけれども、ある意味、いじめの問題も、後から大きく問題になってくるのは、初手を隠しているところから始まります。ですので、そういったところがないような形をどう作るのか、ということ言えば、「目がどこに向いているのか」ということだと思います。相変わらず教育委員会や校長や教員に目を向けた学校運営が行われている以上は、いじめといったものはなくなりませんので、どこに目を持っていくのか、ということが大切です。そういう意味では、どの問題も根本にかかっているのかなと思います。

それから、司法の問題で最近怖いと感じることは、強行法の規制がどんどん外されようとしているということです。いわゆる解雇の金銭解決をやるべきだとか、どちらも危ないところはあるかと思いますが、「日本版DBS」等の議論がこれから始まります。性犯罪歴の確認に関することで、可能性のある人については配置転換をするという方向なのですね。

ただ、私たちは法案に対して職業選択の自由ということをやったのですが、何が職業選択の自由だ、子どもの前に立てないよね、と結構言われるのです。危ない人を排除するのに職業選択の自由とかそのようなことを言っている労働組合がおかしいとか、「子どものため」という言葉によってそういう議論になってしまいます。ある意味、共同親権のときもそうでした。子どものためと言いながら、両方で見ることが必要だという。子どもだけではなくて、DVのことなどもいろいろ言いましたけれども、結局そういう形になりました。どこに目を

向けて論議するのか、ということは、国会でも私たち労働組合でも司法制度でも、どこでも問われるのではないかと思います。

(北川議長)

ありがとうございました。太田委員、お願いします。

(太田委員)

小林会長、お疲れ様でした。今、井田委員、清水委員からもご意見がありましたが、私も4年ぐらい委員を務めさせていただきまして、コロナ禍でなかなかお会いできないときもありましたが、民事法律扶助については、相当議論をして一つの形が残せたと思います。人民の福祉というものに資する形が残せたということは、私としても市民会議の委員をやらせていただいととても良かったなと思います。

先生方も同じだと思いますが、多くの仕事を抱えながらお忙しい中で出席されていますので、結果を残すことの重要さといいますか、こういうところで目に見える結果を残すということは、私は司法のプロではありませんが、いかなる職業人においても大事だと思います。小林会長のリーダーシップがあったからこそ形を残せたということだと思います。闊達な議論をさせていただいて、事務局の方にも大変ご負担をかけたかもしれませんが、こういったモデルというものは、今後も次期会長の下でもどんどん進めていくべきではないかと思いました。まず冒頭、敬意と感謝をお伝え申し上げます。ありがとうございました。

今、清水委員からもお話のありましたAIの問題については、おそらく問われているのは司法全体の科学化ということかなと思います。例えば証拠の問題ですが、学問の世界ではあり得ないことです。私も北川議長と同じく早稲田大学で週に1回教鞭をとっている立場から申し上げますと、検証可能性のない学問というものはありません。科学というものは、値を取りに行くと、万人が行った先行研究に基づき出典を明示して、証拠が開示された上で追試をやっても同じ値が出るというのが科学ですから、現在の事例を見ていまして、司法、法務省は科学化から程遠い世界にあるのではないかと、というふうに今のお話をお聞きして思いました。

その中でAIというものが出てまいりました。えん罪の新たな懸念というご指摘がありました。ここにも手段を講じていかなければいけないのに、まだ明治や昭和のような議論をしている。このおそるべき司法の非科学的性質というものに、もう少し国民の皆様にも刮目していただく必要があると思いました。

釈迦に説法となり恐縮ですが、週に1回大学でゼミをやっていて、たまに取り上げる教材なのですが、ジョン・キングダムというアメリカの政治学者が70年代のカーター政権のある内政政策の転換のようなことについて研究をやっていて、これが面白いのです。

物事が変わるときには三つ必要だ、とされています。一つは問題化、アジェンダを設定する力です。これはまさに袴田さんのケースで社会が注目しています。アジェンダは完全に浮上していて、そこに議連が声を上げている。アジェンダとしては明らかに浮上しています。

二つ目の要素はアジェンダを修正するためのプロフェッショナルが提示する政策だと言

っています。これは多くの場合は官僚機構が用意します。あるいは、官僚機構に付随する専門家たちがオプションを提示します。

三つ目が政治です。最後のデシジョンというものは、民主主義の世の中においては政治、国民の代表が判断します。

古い学説なのですが、この三つの要素がありまして、これは普遍性があるなと思って、大学で今もゼミ生たちに教えています。1のアジェンダが出てきたわけですね。今のお話ですと相当関心が集まりますから、これを捉えない機会はないわけです。三つ目の政治についても、議連は結構大物が名を連ねているということで、ある意味、政治がデシジョンを行うに当たっての土壌が整備されつつあるのかもしれない。

そうすると、真ん中の政策がどこにあるのか、といえば法務省から出てくるはずもないですから、その政策をどういうふうに提示していけるか、具体的な一つ目の課題、今日ご説明があつて我々が提言を出したような形で、外部からも含めて制度設計をどうしていくかということについて真ん中の政策を作らなければいけません。議連と手を携えることが可能かもしれません。議員立法が可能かもしれないし、ぜひこの場を使って勉強会も開催しながら、一つ目の事例で我々が結果を残したような形で、再審の問題も何らかの結果を出していければいいのかなと思いました。ありがとうございました。

(北川議長)

ありがとうございました。伊藤委員、どうぞ。

(伊藤委員)

私はまだ参加させていただいたばかりなのですが、大変成果を上げられて、小林会長、お疲れ様です。今お話された基本的人権の話、えん罪の話等も含めて、ベーシックで大切な話だと思っております。

その上で、先ほど清水委員がおっしゃったように、我々が政策を進めるに当たっては、先ほど「標準的な世帯」とおっしゃっていましたが、「標準的な人」もそうだと思います。皆こんな人だろうということを念頭において、いろいろな法律ができているところがあります。

消費者法制等もそうですが、一律に消費者というものは弱い立場で、本当に弱い人は別の方法で保護されるということになっていますが、端的にグレーゾーンの人がたくさんいらして、福祉の世界に入っている人はある意味守られています。高齢者もそうですが、グレーゾーンの人というものはいろいろな人がいるものですから、逆に保護し過ぎるとかえって差別になってしまうことになりかねません。例えば、何歳以上だと契約行為はしちゃだめ、ということになると、しっかりしている人で、自分が老人ホームに入りたいのに契約行為ができませんと言われたらそれはそれで困ることがあつて、非常に難しい問題がありますが、テーマの一つとしては、グレーゾーンといえますか、「標準的なものを疑う」ということをぜひ入れていただくとありがたいなと思います。

もう一つは、先ほどのえん罪もそうですが、「情報開示」ということが大変大事だと思

ます。今、役所でもそうですけれども、いろいろなことがわかったらとにかく出すというようにしています。できるだけ出すということです。後で出すと隠蔽とか言われて大変なことになるものですから、できるだけ出せるものは出すということが大事です。本当は、出すということは大変なのですね。それに対するハレーションもあります。

ではどうするのだということですが、準備ができていない段階でも、準備できるまでずっと待っているものすごく長く手元に置いておかなければいけないという問題があります。ただ、出すことが当たり前で、出すというスタンスが完璧になっていなかったとしても、出すことを許容していく必要があるのではないかと思います。そのようにしないと、先ほど科学的というお話がありましたが、お互いに議論の土俵がないということになってしまいます。先ほどの裁判の話もそうかもしれません。これが大変大事だと思います。

3番目として、今後の話としてお願いしたいと思うのは、ITとかDXとかAIというものにどう対峙していくか、という問題です。あまりにも急速に変わっているので、司法改革を含めて合理化できて非常にいい面と、アンコンシャス・バイアスではないですけども、いわゆるダークパターン等もそうかもしれませんが、最近はずらず知らず追い詰められていくという話が多いような気がしております。本質的には人権の問題なのですが、きちんと判断できると思っているけれども、実は歪んでいる判断に誘導されるというようなことがたくさん起きているものですから、そういうことに対して警告を発するというのも大事ではないかと思います。これはもちろん国際的な整合性が非常に大事で、正直言って日本は遅れていると思っておりますので、そこはぜひ日弁連に期待するところが大きいと思います。

もう一つは、日弁連の中にも独立してやられている方と企業内でやられている方、いろいろな方がいらっしゃると思いますが、規制のあり方として、規制のありようとしては共同規制のような、共に手を組みながら一歩進んで行くという新しいやり方についても御検討いただければと思います。両方いらっしゃるということが日弁連のメリットでもあると思いますので、ぜひお考えいただきたいです。細かい話で恐縮ですが、期待ということでお話しさせていただきます。小林会長、本当にお疲れ様でした。引き続きよろしく申し上げます。

(北川議長)

ありがとうございました。Zoomで御出席の浜野委員、吉柳委員、いかがでしょうか。浜野委員、お願いします。

(浜野委員)

小林会長、大変お疲れ様でした。会報誌の年頭所感を拝読し、改めていろいろなことに取り組んでいただき、この市民会議でもご教示いただいて、現状の課題がよくわかり、非常に勉強になりました。ありがとうございました。

再審法の改正については皆さんおっしゃるように時機が来ていますので、ぜひここで加速化して、実現できるように尽くしていきたいなという思いです。ご意見を聞きながら、いろいろところで活動を強化していただきたいと思います。

ダイバーシティ&インクルージョンについては、先ほど政府の「女性版の骨太の方針」のご紹介がありましたように、国際的にも我が国は遅れており、公的分野だけでなく東証プライム市場等の民間企業の幹部登用においても急速に、外形標準的には改良されていると思います。日弁連においても、随分女性が増えたのではないかと、という印象を持っています。次期会長が女性になったということでメディアにも取り上げられていますし、女性の進出をエンカレッジする良い方向かなと思っていますし、20%足らずの女性の弁護士の方の割合をもっと増やしていく活動を期待するところです。

我々を取り囲んでいる環境は、地政学的にも経済学的にも大きく変化している中で、法曹界の国際化をもっと推進していただきたいと思います。様々な課題はあろうかと思いますが、先ほど小林会長もおっしゃいましたように、こういう機会にぎっくばらんいろいろな課題をこの市民会議で検討し、私たちも様々なサポートをしていきたいと思っていますので、今後とも引き続きよろしくをお願いします。

(北川議長)

ありがとうございました。吉柳委員、お願いします。

(吉柳委員)

小林会長、お疲れ様でした。ありがとうございました。皆さんおっしゃるように、私自身が市民会議に参加させていただいて、個人的なミッションや日本の国の課題をひしひしと感じることがあって、それを日弁連の活動だけではなくて、社会のいろいろなところに繋がっていかないと解決できない議題が多いなと毎回感じています。

先ほどおっしゃっていたように、社会のスイッチが入ったところでえん罪もダイバーシティも含めて認識が変わっていくということですので、私としては日弁連にはそこをお願いしたいと思います。同じようなことを申し上げて恐縮なのですが、社会の認識を変えていくという根本的な観点の広がり方であるとか、外から外圧をかける、ボトムアップ的に解決していくというようなところをもっと知られるべきだなという素晴らしい活動や議題が多いので、それらに少しでも間接的にお手伝いできればいいなと思っています。私はESGのコンサルティングをしているのですが、会計担当だけを女性にするとか、小手先のESGウォッシュのようなものを出している大企業が増えています。実体的に解決するということも含めて、実際、女性の弁護士も増えていますので、そうした社会の認識を変えていければなと思います。

(北川議長)

ありがとうございました。それでは湯浅委員、お願いします。

(湯浅委員)

お疲れ様でございました。法律扶助の拡大は小林会長の並々ならぬこだわり、決意を感じておりましたので、このような結果になって良かったと思いますし、ダイバーシティ&インクルージョンについても宣言も策定されたことは喜ばしいことだと思います。再審法の改正についても議連ができるということで、大変大きな功績を残された2年間だと思います。

お疲れ様でした。

感心だけしていると委員の役割はないので、何か言わなきゃということですが、あえて言うと、ダイバーシティ&インクルージョン推進宣言の2番目「包摂性(インクルージョン)の推進」のところですが、制定されたばかりの宣言ですから、5年後、10年後に改訂することがあれば、という程度のもので聞いていただければと思いますが、この表現にはやや違和感があります。1番の「多様性(ダイバーシティ)の尊重」のところも、末尾は「差異を受け容れ、多様性を尊重します」とあります。2番の「包摂性(インクルージョン)の推進」では「差異に配慮し、受け容れます」となっています。同じような感じになっていますが、ダイバーシティとインクルージョンというものは緊張関係があると思っています。

ダイバーシティというものは、基本的には「存在」の問題ですから、認めるか認めないか、ということになります。あなたが女性であること、あなたが障害者であること、あなたに子どもがいることを認めるか認めないか、というような話になって、多様性に関する動詞は「認める」「受け容れる」になります。ですので、1番目はそのとおりだと思いますが、インクルージョンに関しては「意思」と「工夫」の問題ですので、「認める」「受け容れる」ではなくて、そのために、そのようにしようと意思を持ち、工夫を積み重ねていきますということ、「より能動的な行動を求める」ということがインクルージョンのポイントになります。

それは、要するに両者には緊張関係があるからですが、ダイバーシティというものは分断と親和性が高いです。多様性を認めていくと棲み分けに至り、それが分断に至ります。

例がいいかどうかわかりませんが、障害者差別ということは今どき表立ってする人は少ないですが、障害者雇用という中で特例子会社を作るというのは棲み分けの典型例ですね。これがインクルージョンと言えるのか、というと私はかなり怪しいと思っています。ダイバーシティだけどインクルージョンではない。ですので、多様性が棲み分けと分断に至りやすいからこそ、インクルージョンという言葉をつけ加えてダイバーシティ&インクルージョンと言っているのではないのでしょうか。両者に緊張関係があるのですね。ダイバーシティだけでは足りないの、インクルージョンと言っていると理解しています。

先ほど出産と育児休暇の話もされていましたが、出産・育児をされる女性の弁護士さん、あるいは男性の弁護士さんに表立って露骨にひどいことを言う経営弁護士はそれほど多くないのではないかと思います。結果的にそこで不利な立場になっていくということがあって、それは、それぞれの立場は尊重するけれども、その結果、職場がうまくいかないとか、文化の組み換えが起こらないとか、物事を決めるプロセスが飲み会でいろいろ決まるとか、飲み会に出られない人は結局そこに関われないとか、そのようなことが起きるようなことを、より積極的にインクルージョンするために意思と工夫を積み重ねていく、そういうことをやっていくことに、この問題もなるのであろうと思っています。

ですので、両者の緊張関係を踏まえた上で2番の表現があると考え、おそらくこの表現は「関係する全ての人たちが、その能力や個性を最大限に活かして活躍できるように弁

護士会として意思して、そのための工夫を所属する弁護士が一人一人、会としても、組織としても積み重ねていくのだ」ということが望ましいのではないのでしょうか。私としては腹落ちする表現ということになりますので、何かの折に思い出していただければと思います。

(北川議長)

ありがとうございました。それでは河野副議長、お願いします。

(河野副議長)

小林会長、それから執行部の皆様、この間の精力的・意欲的な取り組み、本当に敬意を表するとともに、お疲れ様でした。私は、市民会議の委員の中でも受け身の割合が非常に高い市民であって、法律のサービスを受動的に受けていく側に立ってこの会議に参加させていただいています。ですから、見えてくるものもそれなりのものかなと思ってお話を伺っています。

最初にカラフルな12の主要政策を見せていただいて、この中には例えば社会全体への制度改善へのアピールになるもの、それから日弁連の組織自体の変革を進めていかなければならないもの、いろいろな政策が混じっているのかなと思いました。主語と対象が少しずつ違うのだなと思って伺っていました。

特に今回取り上げてくださった三つの施策に関しても、民事法律扶助制度改革と再審法の改正に関して言うと外に向けたアピールであって、D&Iの取組というものはまだまだ内部というか、組織の変革に向けての努力だと伺いました。

そう考えたときに、特に今後に向けて私がここを頑張っていただきたいなと思うところをお伝えします。民事法律扶助の制度改革のお話を伺っていると、人の生活が一つなのにもかかわらず、様々な行政の縦割りによる効果というものがかぶってきていて、現場を直視されている弁護士の方から見える制度の不備というものが、例えばこども家庭庁とか厚生労働省とか法務省とかいろいろなところとコンフリクションではないですが、それぞれがそれぞれの持ち場でかかわっていて、現場は一つで本当はこういうふうにしてくれればうまくいくかもしれない、ということが、かかわっている弁護士の方には見えているのに、既存の仕組みの壁で跳ね返されているのではないかと強く感じました。

どうしたらいいのか、ということは私もなかなかわかりませんが、そういったところを見据えた上で、上手に政策を立案し、訴えをしていただければなと思いました。

2点目は、この間、私がすごく感じているのは、法教育、人権教育、主権教育というものが我が国にはとても足りていないなと思っているところです。法教育も進められているのは間違いないのですが、通り一遍で、本質に至るような、自分が生きていく上で核となるような法律の使い方というところまでは至っていないと思います。法律というものは知識で覚えていても使えないと本当に役に立たないと思いますが、それが学校教育や社会に出ても身になるような形できちんと伝えられて、教えられて、訓練されているのでしょうか。最終的には自分が生きていくときの判断材料として法律に拠って立つという暮らしの成り立ち方ができているのかといたら、それはまだまだ足りていないのではないかと思います。

す。

日弁連が出していらっしゃる様々な政策提言や制度改革は世論の後押しがないとなかなか実現が難しいと思います。議員さんを味方につけたり、利害関係のある団体の皆様から応援してもらおうというよりは、もっと広く、マジョリティである国民を味方につけるといふところが必要だと思います。私も具体的にどうしたらいいかはよくわからないのですが、先ほど申し上げたような法教育といったところに魂を入れていくということがとても大切なことだと思います。

最後に、この間、伊藤委員が消費者庁長官をされていたときにもよく思ったのですが、法律の改正というのは、既に問題が起きていて、しかもその問題が顕在化してきて皆が気づき始めたときに検討され始めます。しかも、それを誰かが訴えて自分の権利を主張し、判例が積み重ならなると法律というものは変わらないのですよね。私、消費者関係の法律で、こんなに被害が出ているのになぜ救ってもらえないのかと、いつも思っていたのですけれども、判例が積み重ならなると、3個しかないようではだめですよと言われてしまいます。こんなに困っているのになぜ先にルールを変えていただくほうに行かないのかと思っていたけれど、この国のルールだから仕方ないということなのです。

私がとても気になっていることは、時代のスピードがすごく速いということです。デジタルの問題とかAIの問題とか、社会が新しい技術を受容していくスピードと、それを保護する、規制するという両方ありますが、令和に入ってからものすごくスピードが上がっているように感じます。法律を整備していただく前に「私たち、全員負け」というようなことになってしまうのではないかと、という危機感があって、「世の中のスピード」とそれから当然のことながら拠って立つ「法律の整備」というものが今後どういう関係性を持って進んでいくのか、先を見て転ばぬ先の杖が司法の中にあるのだろうか、ということは、私はとても気になる場所ですので、ぜひその辺りに関しましては、皆様の知恵を集めていただければなと思ったところです。

小林会長、それから皆様の取組には心から感謝します。こういった場に私のような一般市民を入れていただくことで大きな学びをいただいたことに心から感謝したいと思います。ありがとうございました。

(北川議長)

ありがとうございました。私からも小林会長をはじめ、皆様、本当にご苦労様でした。小林会長の下では皆さんも大変だったと思います。現実の問題として理屈ではわかっているけれども、動いていないではないか、というチャレンジングな挑戦をいろいろされた2年間だったと、敬意を表したいと思います。

法テラスの問題等はなかなかナーバスな問題もありましたし、そうした問題についても行動をもって示されて、それぞれ成果を上げられたのではないかと思います。本当にご苦労様でした。委員の皆さんにそれぞれの角度からご意見を賜ったわけですが、小林会長からご見解なり感想なりを述べていただけますか。

(小林会長)

今、北川議長が最後に言われた、私の下で副会長も次長も大変だっただろうなと思います。私が朝来たら、あれしろこれしろとバンバン指示を飛ばしたり、こことアポ取りをしろとかいろいろなことを言いましたからね。何てこと言うんだ、我々の労働環境の働き方改革も考えろよ、とは一言も言われませんでした。おそらくそういう話もあったのではないかと思いますけれども、みんなに支えていただいた2年でした。本当にありがとうございました。市民会議の皆様方には、法律扶助の問題では共同声明も出していただきまして、本当にありがたかったです。

伊藤委員が「情報開示が大事だ」とおっしゃいました。議論の前提として、情報がないところでは議論も何もできないではないか、ということはとても大事なことです。再審法の改正でもまさにそのとおりで、「再審格差」と言われているのですが、証拠が出てこない中では無罪を争うこともできません。出すかどうかは裁判官の自由に委ねられています。そこに法律がないのですよね。証拠を出しなさいという規定がないので、裁判官が熱心な人であれば出してくださいと言うけれども、そうでなければ出てきません。

名張事件のように再審請求をして18年もほったらかしにされて、紙切れ1枚で再審請求棄却とされるというような実態もあったわけです。今の日本社会の情報は、近くに寄せるけれども知らしむべからずというような風潮があります。とても閉鎖的な日本社会の問題点を象徴しているのが、この再審法の問題ではないかと思います。そういうことも踏まえて、大所高所の視点から市民会議の皆様方にお力添えをいただくようなことができればありがたいなと思います。

それから、D&Iについて「DとIの部分は緊張関係にある」と言われた湯浅委員のご指摘は本当にそのとおりだなと思っております。多様性というものには存在だけでも、インクルージョンは意思と工夫がなければ改善できないということはそのとおりだと私も思います。表現も含めていろいろご指導をいただきましたので、そういったことを意識しながら、今後の具体的な制度設計においては湯浅委員の言われたことを踏まえて対応しなければいけないと強く思った次第です。ありがとうございました。

それからもう一つ、今日皆様に触れていただきましたAIの問題です。先ほど河野副議長がおっしゃった、判例あるいは立法事実が積み上がっていかないとなかなか法律が変わっていかないということはまさにそのとおりです。それも時代のスピードに追いついていかないという問題があります。AIも進歩が速いですね。

政府のAI戦略会議は東大の松尾豊教授が座長に就いていらっしゃいますけれども、先日、松尾教授とお話しをしたときに、「医療とか製造、金融というものは汎用性のある分野だから国の大きな資本を投下してやっつけていかなければいけない」とおっしゃいました。けれども、司法の分野だって大事なのですよね。司法におけるいろいろな解決事例等もデータとして取り込んで、将来の予測可能性の参考にしていくという意味で、これもAIで取り組むべき課題ではないか、と申し上げたのですが、そのとおりだとおっしゃっていました。

ただ、今はA Iの利便性に目がいって、日本政府はそこに前のめりになっているのかなというところも感じますが、やはり規制の部分が大切ですね。新聞協会等も去年の10月に共同声明を出されています。学習はするのだけれども、それは著作権法上何ら問題がありません。著作権法30条4に著作権の利用に関する規定があり、著作権者の利益を不当に害する場合はこの限りではないと言っているのですが、今の実態は不当に侵害しているのではないか、という問題の指摘もあります。アメリカのオープンA Iやマイクロソフトもニューヨーク・タイムズに訴えられていますね。

今は、イケイケドンドンの部分もあるけれども、規制の部分についてもいろいろな課題を抱えていますので、そうしたところに目を向けないといけないと思います。A Iのいい面もありますけれども、問題点が後になって顕在化してくるのではないかと思います。誰がどこの段階で釘を刺すというのはおこがましいですけれども、こうした課題は、有識者、知見のある委員の皆様のような方々が声を出していかなければいけないだろうと思っています。

皆さん方にはいろいろな場面で様々な形でアドバイス・ご助言をいただきまして、ありがとうございます。私たちはこれまでも人権と正義という大きな旗を掲げながらいろいろな発信をさせていただいていますが、発信しても実際には変わっていけないもどかしさもあります。

国際情勢の中では、ロシアによるウクライナ侵攻、イスラエルとパレスチナによるガザの問題があります。戦後の体制で作られてきた世界の平和に責任を持つべき国連安保理常任理事国のロシアが自ら武力侵攻して多くの子どもや市民を殺している、殺戮を繰り返しているという現状があります。国連の機能不全によって、いかに多くの人たちの血が流れているのでしょうか。怒りというか、やるせなさを感じた2年間でもありました。

井田委員もいろいろなところで発信されておられると思いますけれども、この問題は、今年のアメリカの大統領選挙がどうなるのか、ということも考えると、民主的な価値を大事にしなければいけないわけですが、独善的なリーダーが世界のトップにどんどん就いているという状況の中で、力による、あるいは自分たちの国が良ければという方向にいき、地球市民的な視点がどんどん欠落しているのではないかと心配するところです。そこは、価値観を先生方とも共有できるのではないかと考えております。

皆様方に感謝しながら、おこがましい話ですが、私の感想も含めて申し上げさせていただきます。本当にありがとうございました。

(北川議長)

ありがとうございました。委員の皆様、言い残したことはございませんか。よろしいでしょうか。それでは小林会長、執行部の皆様、2年間ご苦勞様でした。以上をもちまして、本日の議論は終わらせていただきます。

議題(2) 次回の日程について

(北川議長)

次回、第80回の市民会議の日程については、事務局からご説明いただけますでしょうか。

(佐内事務次長)

日程につきましては、改めて事務局で調整してご連絡させていただきます。もう1点、日弁連からよろしいでしょうか。今回は2023年度の最終回となります。小林会長、辻副会長、谷事務総長が退任前の最後の出席となりますので、それぞれ一言ご挨拶させていただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

(北川議長)

よろしく申し上げます。

(小林会長)

私は先ほど申し上げましたから、お許しをいただければ総長と担当副会長からご挨拶をさせていただければと思います。

(辻副会長)

担当させていただきました辻でございます。副会長は任期が1年でございます、本当にあっという間という感じです。4回ぐらい先生方とお付き合いさせていただきましたけれども、やっと慣れてきた頃にお別れかなと、寂しい思いでございます。副会長としていろいろな役割がありますが、私は市民会議の担当を希望させていただきました。

希望させていただいた大きな理由としては二つありまして、一つは小林会長が様々な政策実現能力、実行力があるということで、市民会議の中でどのような役割を果たしているのか、ということの間近で見たかったということです。

もう1点は、私は若い頃、貸金業法改正や生活保護の問題に取り組んだときに、労働組合、労福協の方々、消費者団体、いろいろな団体の方と協力させていただきながら法律改正の取組をしました。日弁連が様々な施策をするに当たって市民の方々、外部の方々との距離感は非常に重要だと思っておりまして、この会議の担当を希望させていただきました。

私は議長と事前の打合せぐらいしか役割を果たせませんでしたけれども、1年間お世話になりました。ありがとうございました。

(谷事務総長)

事務総長の谷真人です。私は会長と丸々2年、人生を共にさせていただきました。北川議長からお話がありましたけれども、近いほど大変な仕事と思っておりますが、ただ身内を褒めるわけではありませんけれども、小林会長の実行力というものは横から見ても凄いなと思っておりました。今までの日弁連は、意見書にしても会長声明にしても、出したままで終わり、という場合が多かったのですけれども、「出した以上は実現するのだ」というところは身をもって実行されたのではないかと脇から見てずっと感じておりました。

市民会議に毎回出席するのはとても楽しみで、共同声明を出していただくなど応援的な活動も非常にありがたいのですが、一番ありがたかったのは、いろいろと苦言を呈していただいたということです。おかしいのではないかと、あるいは考え方が狭いのではない

か、というようなことを言っていたことが本当に役立っているような気がします。

一つ例を申しますと、昨年、谷間世代をテーマにして5年間で200億円の予算が欲しいのだ、という話をしたときに、湯浅委員だったと思うのですが、「それが一体国民にどれだけ役に立つのか、という視点を持っているのか」と言われまして、それは当たり前の視点なのですけれども、余り持っていなかったのですね。こちら側の都合で200億と決めて、どうやって予算が取れるか、という発想ばかりしていましたが、税金を使う以上、それがどれだけ国民の役に立つのか、という視点がないと絶対無理だろうと。痛いところを突かれたというか、素晴らしいことを言っていたと感じました。

今日の議論の中でも、清水委員と伊藤委員から「標準的だというものを疑え」ということをおっしゃっていただいたと思いますが、これは我々弁護士が持つべき視点だと思いました。標準的というのは、要するに心身ともに健康で理性的な考え方ができる人を標準として国の制度というものはできているのではないか。そうすると、マイノリティとかディスアビリティの人たちのことを忘れてしまうということがあります。

そういう意味では、そうした少数者の視点に立つということを忘れてはいけないのが我々日弁連であり法律家だと思いますので、普段忘れてしまいそうな視点をいつも喚起していただいたということは本当に素晴らしい時間だったと思います。2年間、これで終わってしまうのは残念ですが、次の渚上執行部にも苦言をたくさん言っていただければと思います。本当に2年間ありがとうございました。

4. 閉会

(北川議長)

2年間、大変ご苦勞様でした。今後、また後輩の皆様にもご指導いただくことをお願いしたいと思いますし、新しく正副会長になられる皆さん方、どうぞまた市民会議をよろしく願います。

今日はこれで終わらせていただきたいと思います。

(小林会長)

議長、副議長、委員の先生方、本当にありがとうございました。引き続き、どうぞよろしく願います。(了)